

630調査 平成24年6月30日

精神科診療所等の数	3743
-----------	------

医療施設調査 平成26年10月

※精神科を単科または主たる標榜科目、及び心療内科を主たる標榜科目にしている診療所	総数		有床		無床	
	精神科	心療内科	精神科	心療内科	精神科	心療内科
主たる標榜科目とする診療所	2,623	674	38	9	2,585	665
単科の診療所	537	*56	-	-	537	*56
(小計)	3,160	674	38	9	3,122	665
合計	3834※		47		3,787	

※心療内科単科を除いた数

精神科関連科目を標榜する一般診療所(重複集計) 医療施設調査より

	平成2年 ('90)	5年 ('93)	8年 ('96)	11年 ('99)	14年 (2002)	17年 ('05)	20年 ('07)	23年 ('11)	26年 ('14)
精神科	2 159	2 644	3 198	3 682	4 352	5 144	5 629	5 739	6 481
神経科	1 797	2 016	2 231	2 454	2 590	2 839	・	・	・
神経内科	1 288	1 709	1 727	1 900	2 109	2 422	(3385)	2901	3065
心療内科	・	・	662	1 573	2 317	3 092	3 775	3 864	4 577

注:1)平成20年4月1日医療法施行令の一部改正により、診療科目については、従来省令に具体的な名称を限定列挙して規定していた方式

から、身体の一部や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科目とする方式に改められた。神経内科が、精神科関係以外のグループに入れられた。

精神科診療所の数、様々な集計方法

1)「通院在宅精神療法を請求する診療所」と「自立支援医療(精神)の申請している診療所」

「通院在宅精神療法を請求する診療所」は精神科を標榜し、精神科担当医師がいなくてはならない。
「自立支援医療(精神)の申請している診療所」は、必ず通院在宅精神療法を請求するので、精神科を標榜している。

2)「医療施設調査」で把握されている精神科診療所の数

(精神科診療所のコア部分)

精神科単科、または、主たる標榜科目にしている診療所、及び、心療内科を主たる標榜科目にしている診療所が「精神科診療所」の「コアの部分」である。(心療内科単科は精神科診療所ではないだろう)。

(精神科診療所の辺縁群)

内科など他の診療科目を主たる標榜科目としていて、精神疾患患者を主に診ている診療所、精神疾患の患者が1/3を占めている診療所、1/10を占めている診療所、がある。

精神科診療所を明確に定義(線引き)することは難しい。

3) 630調査による精神科診療所数

精神科診療所は、精神科を主たる「診療科目」としている診療所を集計していることになっている。精神科の単科診療所、心療内科を主たる標榜科目にしている診療所、「精神科単科」の診療所の扱いが明確ではない。都道府県によって集計方法が違っていると推測される。

註. 医療施設調査の方法

< 静態調査 >

医療施設の管理者が自ら調査票に記入する自計方式による。

< 動態調査 >

開設・廃止等の申請・届出に基づいて、都道府県知事又は保健所を設置する市・特別区の長が動態調査票を記入する方式による。